

第 62 回流域委員会等における質問への回答

(1) 第 62 回流域委員会における質問への回答

| 主な内容 | 番号 | 質問・意見等 | 委員名 | 回答 |
|----------------------------|----|-------------------------------------|------|---|
| 潮止堰の撤去にともなう環境アセスメントの実施について | 1 | 潮止堰の撤去は、現行法規において環境アセスメントの対象事業となるのか。 | 奥西委員 | 「環境影響評価法」、「環境影響評価に関する条例」とも、湛水区域の面積が一定規模以上増加する堰の新築事業や改築事業が環境アセスメントの対象事業とされています。このため、潮止堰の撤去は、環境アセスメントの対象事業となりません。 |

(2) 第 62 回流域委員会以降に提出のあった質問書への回答

| 主な内容 | 番号 | 質問・意見等 | 委員名 | 回答 |
|---------------------------|----|--|------|---|
| 代表地点での通過流量について | 1 | 代表的な地点における目標流量（第 62 回委員会資料 3 の番号 3）について、生瀬大橋と甲武橋（および武田尾？）については、すでに整備計画原案の中で対応が具体的に示されているが、他の 2 地点について示されていない。どのような対策をお考えか。また、岩鼻橋、武田尾で、満提流量が分かればお教え欲しい。 | 奥西委員 | ご指摘の他の 2 地点（相生橋、岩鼻橋）のうち、岩鼻橋の対策については、河川整備計画（原案）「第 4 章河川整備の実施に関する事項」の P44～P45, P49～P50 に記載しています。相生橋については現在の整備断面で戦後最大洪水（昭和 36 年 6 月 27 日洪水流量）が安全に流下するため、今次整備計画では改修する予定はありません。岩鼻橋付近の満提流量は 110m ³ /s です。武田尾地区については現況パラペット高での流下能力を第 62 回委員会資料 3 の番号 3 に記載しています。 |
| 岩鼻橋での「2つの原則」の適用について | 2 | 岩鼻橋については、どのような対策が考えられるのか、またその対策を行うことにより、一時的にせよ環境二原則に反する結果を生じさせない担保があるのか（または現時点までの検討状況）をお教え下さい。 | 奥西委員 | 河床掘削など工事による一時的な影響は避けられないことから、河川整備にあたっては、「2つの原則」を適用し、河川環境の保全・再生を図ることとしております。このことについては、整備計画（原案）P58、第 55 回武庫川流域委員会資料 5-7 に記載しております。また、岩鼻橋の対策についても、整備計画（原案）P59～60、第 55 回武庫川流域委員会資料 5-7 に記載しています。なお、実施にあたっては、さらに詳細な検討が必要であること、研究機関や地域住民・団体・流域市などとの連携・役割分担を図りつつ取り組む必要があると考えています。 |
| 相生橋付近での「2つの原則」の適用について | 3 | 相生橋付近では川底が柔らかい第三紀層ながら、固定床であり、河川横断面が事実上三面張りになっていますが、環境二原則に反する状態になっているように見受けられますが、それへの対策はどのように検討されていますか？ | 奥西委員 | 「2つの原則」は、河川整備に際して適用することとしています。このことについては、河川整備基本方針 P10、河川整備計画（原案）P55 に記載しています。このため、相生橋付近では工事を予定しておりませんので、「2つの原則」に反するという状態ではありません。一方、河川整備を実施する箇所以外においても配慮を検討すべき「生物の生活空間」について、その改善に取り組むこととしており、環境改善効果の大きい箇所などを重点化しつつ、優先順位の高いものから取り組むこととしています。なお、相生橋付近は工事箇所でもなく、配慮すべき「生物の生活空間」としても抽出されていないことから、環境面において、特別な対応を行う予定はありません。 |
| H16 洪水時における武田尾地点の河床上昇について | 4 | 武田尾地点では H16 洪水時に土砂流が氾濫し、温泉旅館等に巨礫が流入するという被害が生じた。この時の水位上昇の一因として洪水時の一時的な河床上昇があると見ているが、県のご見解は？また、堤防が高く氾濫が起こっていないければ、水位上昇はどれくらいになっていたと推定されるか？これらのことを整備計画の中での河川改修に反映させる必要はないか？ | 奥西委員 | H16 年洪水では、当該地区の流下能力をはるかに上回る流量が流下したため、氾濫したものと考えています。洪水時の一時的な河床上昇の有無については現地で確認することができないため、これについての見解をお答えすることができません。また、河床上昇にともなう水位上昇についても算定していません。 |
| 既存ダム活用（千苺ダムの改修計画について） | 5 | 第 62 回委員会における山仲委員の発言は大変重要だと思いますので、関連質問をします。以前に現状の千苺ダムは法規に定められている超過洪水（計画洪水流量の 2 倍？）に対する安全性が確保できていないため、どちらみち改修が必要であるとの説明が県からあったように記憶しますが、神戸市において（あるいは神戸市と県との協議で）この点をクリアーすることだけを目的とする改修計画が検討されていたら、その概要をお教え下さい。 | 奥西委員 | 現在、神戸市において、千苺ダムの改修計画は検討されておりましたが、これまで、千苺ダムの既存不適格については、県は、平成 8 年以降、神戸市に対して洪水処理が適切に行えるように洪水吐放流設備の改良を依頼するなど、再三にわたり改善依頼をしてきました。その結果、神戸市は平成 19 年にダムの操作規程を定め、洪水時のゲート操作遅れを回避すべく、洪水時にゲートを全開して貯水位を下げる洪水期制限水位方式の運用を行っています。県としては、既存不適格の解消を図り、早期に千苺ダムの安全性を向上させることが必要とであると認識に立ち、今後とも神戸市に対して、治水活用しない場合においても、施設の構造改善により放流能力を確保して、現行の構造令に適合させるよう要請していく考えです。 |

| 主な内容 | 番号 | 質問・意見等 | 委員名 | 回答 |
|-------------------------|----|---|------|--|
| 既存ダム活用 (少雨傾向の説明について) | 6 | 第 62 回流域委員会で県側より、少雨傾向の説明として青野ダムへの渇水期の流入量について、計画段階（表現不正確）、1/10 確率、および H6 年渇水期の数値がパワーポイントで示されましたが、前 2 者について、どの期間のデータに基づいて出された数値であるか、質問致します。 期間については年または年度程度のくくりで結構です。と言いますのは、降水量などの気候指標には太陽黒点変動周期（最低周期 11 年）の影響が指摘されており、11 年以下のスパンでの変化は議論しても無意味と考えるからです。 | 奥西委員 | 青野ダムの計画当時の 1/10 渇水相当の供給可能量（S25 年～S44 年の 20 年間のデータから算出）は、1.07m ³ /s でしたが、現在の 1/10 渇水相当の供給可能量（S62 年～H18 年の 20 年間のデータから算出）は、近年の少雨化傾向を受けて、計画当時から約 3 割低下した 0.78m ³ /s となっています。（第 63 回委員会 参考 1P6 参照） |

(3)第 103 回運営委員会における質問への回答

| 主な内容 | 番号 | 質問・意見等 | 委員名 | 回答 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--|-------------------------------------|---|--|---------|---------|------------|-----|--|--|-------------------------------------|-----|------------------------------------|---|-------------------------------------|-----|----|---|-----------------------------------|
| 既存ダム活用 (各市の水源余力について) | 1 | 第 62 回委員会での説明資料（各市の水源余力）について、将来人口予測（10 年後、20 年後）も踏まえた結果を示してほしい。 | 土谷委員 | <ul style="list-style-type: none"> 将来需要量は、将来人口、住宅開発、工場立地など、様々な要因を予測して設定するものであり、将来人口だけから決められるものではありません。 また、今回、このような考え方で設定された将来需要量を使用して、水源余力を検討済みであり、改めて 10 年後、20 年後の将来需要量を算出する必要はありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 既存ダム活用 (渇水リスクについて) | 2 | 第 62 回委員会での説明資料の渇水時の被害（新聞記事）について、被害の状況だけでなく、どう解決（人々の助け合いや行政の努力）したのかを示してほしい。 | 村岡委員 | <p>H6 年渇水の際、下表（第 62 回委員会で説明）の水道事業者は、断水時の対応として、給水車等による応急給水を実施しています。</p> <p>しかし、応急対応を行っても、渇水による被害は発生しており、抜本的な解決には至っておりません。</p> <p>なお、給水制限等の解除は、3 市とも、まとまった降雨によるものです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>応急対応と結果</th> <th>渇水被害の記事</th> <th>給水制限等の解除理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松山市</td> <td>断水開始後、給水車等による応急給水を実施したが、断水 28 日後には右記の被害が発生 断水開始後、給水車等による応急給水を実施したが、断水 63 日後には右記の被害が発生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 19 時間断水に泣く弱者 命おびやかす透析用水不足 </td> <td>H6 年 9 月末から 11 月にかけての降雨により、ダム貯水量が回復</td> </tr> <tr> <td>高松市</td> <td>断水開始後、給水車等により応急給水を実施。被害の解消については未確認</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 患者さんシャワーで我慢 </td> <td>H6 年 9 月末から 11 月にかけての降雨により、ダム貯水量が回復</td> </tr> <tr> <td>福岡市</td> <td>なし</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大型ビアレストラン廃業 </td> <td>H7 年 4 月から 7 月にかけての降雨により、ダム貯水量が回復</td> </tr> </tbody> </table> | | 応急対応と結果 | 渇水被害の記事 | 給水制限等の解除理由 | 松山市 | 断水開始後、給水車等による応急給水を実施したが、断水 28 日後には右記の被害が発生 断水開始後、給水車等による応急給水を実施したが、断水 63 日後には右記の被害が発生 | <ul style="list-style-type: none"> 19 時間断水に泣く弱者 命おびやかす透析用水不足 | H6 年 9 月末から 11 月にかけての降雨により、ダム貯水量が回復 | 高松市 | 断水開始後、給水車等により応急給水を実施。被害の解消については未確認 | <ul style="list-style-type: none"> 患者さんシャワーで我慢 | H6 年 9 月末から 11 月にかけての降雨により、ダム貯水量が回復 | 福岡市 | なし | <ul style="list-style-type: none"> 大型ビアレストラン廃業 | H7 年 4 月から 7 月にかけての降雨により、ダム貯水量が回復 |
| | 応急対応と結果 | 渇水被害の記事 | 給水制限等の解除理由 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 松山市 | 断水開始後、給水車等による応急給水を実施したが、断水 28 日後には右記の被害が発生 断水開始後、給水車等による応急給水を実施したが、断水 63 日後には右記の被害が発生 | <ul style="list-style-type: none"> 19 時間断水に泣く弱者 命おびやかす透析用水不足 | H6 年 9 月末から 11 月にかけての降雨により、ダム貯水量が回復 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 高松市 | 断水開始後、給水車等により応急給水を実施。被害の解消については未確認 | <ul style="list-style-type: none"> 患者さんシャワーで我慢 | H6 年 9 月末から 11 月にかけての降雨により、ダム貯水量が回復 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 福岡市 | なし | <ul style="list-style-type: none"> 大型ビアレストラン廃業 | H7 年 4 月から 7 月にかけての降雨により、ダム貯水量が回復 | | | | | | | | | | | | | | | | | |